

月次総会議事録

令和4年（第3回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年3月24日（木）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	石澤 直之	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

農政係長	畑中 慎介	書記	河野 友博
------	-------	----	-------

現地調査（西地区）

3月18日（金） 午前8時40分から

藤本副会長、井郷総務委員長、田川委員、藤田委員 事務局2名

（東地区）

3月18日（金） 午後2時から

藤本副会長、井郷総務委員長、堀本委員、井相田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第3回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、6番 山本 和由委員、7番 岡本 善四郎委員、両名よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。議案第28号を議題といたします。
議案第28号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 神野町神野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

2 八幡町野村 []、 [] 平米、外6筆、計 [] 平米。 [] さんから、有限会社 [] へ。賃貸借権設定、新設農家。

3 平荘町小畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

4 平荘町小畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

5 平荘町小畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

6 平荘町小畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

7 志方町志方町 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

8 志方町廣尾 []、 [] 平米、外4筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

全ての案件について申請地及び譲受人の所有地、現耕作地並びに貸付地の現況が農地であることを地元委員より確認しております。また、2番の案件は新設農家の聞き取り調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、2番以外は不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないこと、2番については一般法人等の借入要件を列記した農地法第3条第3項各号に該当していることから、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 2番の案件について、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号12番 前田です。3月18日金曜日 午後4時10分より、馬田会長、藤本副会長、井郷総務委員長と私、事務局3名の合計7名で、議案第28号2番の、借受人である有限会社 [] の取締役 [] さん、農場長の [] さん、株式会社 [] の常務取締役 [] さん、申請代理人の行政書士の松本 眞一さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

借受人は、明石市に本社を置く会社です。申請理由としては、本業の林業で樹木のリサイクルを行っており、農業を含め様々な分野で利用されているようですが、昔から自社でも農業利用をしたいと考えていたため、自社の事業を活かして施設園芸を始めるためにこの度申請されたそうです。農業経験者である農場長の [] さんは、丹波市で20年水稻や野菜、黒豆などを経験され、現在は稲美町にお住まいとのことでした。

作付けについては、コーヒー、バナナ、ブルーベリー、レモン、アスパラガス、ジャガイモ、トウモロコシを予定されています。コーヒーやバナナのように加古川市ではあまり前例のない品目を栽培される予定ですが、栽培技術などに関しては生産農家や苗の提供業者より教えてもらうそうです。ブルーベリーはポット栽培を予定しており、その他の果樹や野菜については、一

一般的な品種のため、収穫が見込めるようです。出荷先については、JA系統を検討しており、その他にもインターネットでの販売、地場での直接販売を予定しているそうです。ゆくゆくはふるさと納税の返礼品を目指し、地場の特産品として扱われることが目標とのことでした。

作業員については、農場長の■■■さんがほ場に常駐し、取締役の■■■さん、従業員7名が必要に応じて従事されるとのことです。現在は申請地にすでにある古い大型の農業用のガラスハウスのメンテナンス、竹が生えているところの耕うん等に着手しており、実際に栽培を始めるときは全品目同時にスタートされるそうです。出席した委員からは、加古川市では前例のない品目のため、うまくいかなかったときのために、樹木リサイクルを活用した別の品目についても検討しておくようアドバイスをしました。

聞き取り調査の結果、営農計画や生産方法など、営農に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第28号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第28号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第28号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第29号を議題といたします。

議案第29号の12件については、2月14日から3月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第30号を議題といたします。

議案第30号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農

業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願、始末書添付。

2 加古川町大野 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外1名へ。住宅用地への進入路。建築許可申請併願。

議案書10ページをご覧ください。

3 八幡町野村 []、 [] 平米、他7筆、計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。工場、事業場の設置。開発行為変更許可申請併願、産業廃棄物処理施設設置許可申請併願。

4 平荘町池尻 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。発電事業計画認定済。

議案書11ページをご覧ください。

5 平荘町池尻 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。発電事業計画認定済。

6 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。貸露天資材置場用地。整地のみ、理由書添付。

7 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。住宅用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定。

8 東神吉町天下原 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。

議案書12ページをご覧ください。

9 東神吉町天下原 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。発電事業計画認定済。

10 東神吉町天下原 []、 [] 平米。 [] さんから株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。発電事業計画認定済。

11 東神吉町天下原 []、 [] 平米。 [] さんから株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。上申書添付。

12 西神吉町大国 []、 [] 平米。 [] さん 外1名 から、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。また、6番の案件については隣接農地借人の、11番の案件については隣接農地所有者の、それぞれ同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料3～5ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

また、3番の案件については、農地転用事業で転用面積が3,000平米を超えることから、農地法第5条第3項の規定により、兵庫県農業委員会ネットワーク機構である公益社団法人ひょうご農林機構の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮問することになります。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号3番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年3月18日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、田川委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第30号の1番及び2番。申請の土地の位置は大野の東、現況は休耕田及び宅地。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が田・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、高瀬推進委員でした。

続いて、議案第30号の3番。申請の土地の位置は野村の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田・原野、西が山林、南が山林、北が山林・宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醒推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から12番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年3月18日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第30号4番。申請の土地の位置は池尻の南、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西は三角地のためなし、南が田、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないと思われます。

次に、議案第30号5番。申請の土地の位置は池尻の南、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が田、北が田となっており、隣接農地への影響はないと思われます。以上2件、地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

次に、議案第30号6番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないと思われま

次に、議案第30号7番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が雑種地、北が畑となっており、隣接農地への影響はないと思われま

次に、議案第30号8番。申請の土地の位置は天下原の南、現況は稲作あ

次に、議案第30号9番及び10番。申請の土地の位置は天下原の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が雑種地、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないと思われま

次に、議案第30号11番。申請の土地の位置は天下原の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が雑種地、南が田・宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないと思われま

次に、議案第30号12番。申請の土地の位置は大国の西、現況は稲作あ

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、6番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。令和4年3月18日、井郷総務委員長、堀本委員、井相田委員、磯野推進委員と私、及び事務局3名で、議案第30号6番、農地法第5条に基づく転用案件に係る、隣接農地借り受け耕作者不同意に係る聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

なお、聞き取り調査は、隣接農地借り受け耕作者の■■■■氏からは12時10分から50分間、転用事業者の■■■■氏の代理人で、行政書士の藤井 宏行氏からは13時から13時20分まで、聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

初めに、隣接農地借り受け耕作者 ■■■■氏は、高砂市北浜町在住で、高砂市、加古川市、姫路市で自作地及び借地にて6～8ha水稻を栽培しています。今回借り受けて耕作している農地、神吉■■■■の隣接農地、神吉■■■■が貸露天資材置場として転用されるにあたり、次の3点について不都合が生じる恐れがあるので同意できないとのことでした。

1点目は、農地間にある畦は共用しており、畦の中央を境界として工作物が建設されたりすると、自身が水管理などのための通行ができなくなるこ

2点目は、隣接転用地で雑草が繁茂すると、自身が耕作している農地へ雑草が進入したり種子が飛んでくるので、雑草対策をきっちりとやってほしいこと。3点目は、転用事業地内の雨水が、自身が耕作している農地へ流入しない対策を実施してほしいこと。以上3点について、確約書がほしいとのことでした。

次に、転用事業者 〇〇〇〇氏の代理人で、行政書士の藤井 宏行氏からの聞き取り調査です。まず、同意書が添付されておらずに理由書が提出されているので、その内容について確認しました。その上で、隣接農地借り受け耕作者 〇〇〇〇氏は、先ほど述べた3点のことについて、実行してもらえれば問題ないとのこと伝え、私から具体的な内容を提案しました。

1点目は、隣接農地との境界は畦の中央とした上で、畦の内側、転用事業地側に高さ30～50cm程度のコンクリートブロックなどの擁壁を作ること。2点目は、転用する事業地内に、雑草対策として厚さ10cm程度の砂利を敷く、または、防草シートを敷くこと。この2点について、実行可能かどうかを転用事業者を確認し、宛先を農地所有者の〇〇〇〇氏並びに農地借り受け耕作者 〇〇〇〇氏両名とした文書を作成し、説明することを提案しました。

以上で聞き取り調査の結果報告を終わります。

事務局に確認します。転用事業者の代理人へ提案したことが行われたかどうかの確認、または、その結果について報告願います。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 18日に聞き取り調査をした後、事業者より借受人に誓約書を送付したと行政書士から確認しました。誓約書の内容は、年3回草刈をするということで、ブロック塀の設置については予算もあるため検討されるという回答に留まりました。

借受人からも、誓約書が届いており、内容が年3回草刈りをする事、所有者と借受人には迷惑をかけないということであることを確認しました。ただし、ブロック塀と水の流入の件には触れられておらず、満足できる内容ではないとのことでしたので、引き続き事業者と話し合いをするように答え、事務局から代理人に再度、借受人に連絡をして話をするよう依頼しました。

その後、借受人から地元の井郷委員に電話があり、ブロックや水の流入の件がなかったと相談がありましたので、仮にブロック塀でなくても、借受人側の畦を少し高くして防草シートを張ることで、雑草と水の問題を解決できるのではないかと井郷委員からご提案をいただきましたので、その内容を事務局から代理人に伝え、借受人と合意に向けて話をするように伝えました。

代理人より、借受人が不在で直接話ができなかったが、2度借受人に連絡をされたこと、引き続き借受人に連絡をすると回答をいただいております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

藤本委員 はい、結構です。

議長 続きまして、11番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

井郷委員 議席番号9番 井郷です。議案第30号の11番について、隣接地農地の登記名義人の相続人からの同意書の添付がなく、上申書を提出されている件について、3月18日金曜日に、藤本副会長、堀本委員、井相田委員、磯野推進委員と私、事務局3名の合計8名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、隣接農地登記名義人である■■■■■さんの相続人のうち、お孫さんにあたる■■■■■さんが聞き取り調査に出席され、午前11時35分より聞き取り調査を行いました。■■■■■さんによりますと、以前は対象の農地を■■■■■さんの息子さんが管理されていましたが、最近の管理状況は分からないとのことでありました。対象農地が現在、地域住民によって管理されていることを■■■■■さんに伝え、相続人でよく話をし、管理をするように促しました。なお、隣接する申請地での太陽光発電のための転用には、異議はありませんでした。

次に、申請者側の、株式会社■■■■■ 代表取締役■■■■■
■■■■■氏の代理人 株式会社■■■■■ ■■■■■さん 外2名より、午前11時55分より聞き取り調査を行いました。まず、本件の聞き取り調査を行うにあたり、判明した■■■■■さんの相続人のうち一人と、事務局を介して連絡をとり、同意書をいただくことができたとのこと、その提出がありました。委員会から、隣接への進入路の確保や草刈りなど、転用地を適切に管理を行うように依頼して、聞き取り調査を終了しました。

以上のことから、本件転用について、農業上への大きな支障はないと思われます。よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第30号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第30号のうち、3番を除く、1番から12番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、3番の案件についてはひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第30号のうち、3番を除く、1番から12番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、3番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第31号を議題といたします。
議案第31号の4件については、2月14日から3月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第32号を議題といたします。
議案第32号の8件については、2月14日から3月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第33号を議題といたします。
議案第33号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく、困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第33号 非農地証明願承認のこと。

- 1 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さん、平成5年1月。
- 2 上荘町国包 []、 [] 平米。 [] さん、平成12年4月。
- 3 志方町投松 []、 [] 平米。 [] さん、昭和35年。
- 4 志方町投松 []、 [] 平米。 [] さん、昭和40年頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えており

ます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年3月18日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、藤田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第33号の1番。申請地の土地の位置は大野の東、申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は高瀬推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号15番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年3月18日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、堀本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第33号の2番。申請地の土地の位置は国包の南、申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は藤野推進委員でした。

続いて、議案第33号の3番。申請地の土地の位置は投松の東、申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。

続いて、議案第33号の4番。申請地の土地の位置は投松の東、申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。以上2件、地元立会委員は東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第33号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第33号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第33号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第34号を議題といたします。
議案第34号の6件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第35号を議題といたします。
議案第35号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の畑中と申します。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書21ページ、審議参考資料7～8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数4戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数20戸。筆数32筆、面積51,885平米です。

続きまして、22ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書23ページから25ページの各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第35号のうち各筆明細2番については、前田 祥道委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、前田委員の退席をお願いいたします。

(前田 祥道委員 退席)

各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料7ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第35号のうち各筆明細5番、6番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第35号のうち各筆明細5番、6番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号のうち各筆明細5番、6番について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、丸山委員、原委員に着席願います。

(丸山 良作委員、原 靖委員 着席)

議長 続きまして、議案第35号のうち、各筆明細2番、5番並びに6番を除く、1番から20番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書23ページ各筆明細1番並びに3番から4番および7番から20番の案件につきましては、貸す者17人、借りる者2人です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料7から8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第35号のうち、各筆明細2番、5番並びに6番を除く、1番から20番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。毎回申し上げていることなので農林水産課も十分ご承知かと思いますが、このたび利用権を設定される中で、ひょうご農林機構を通されるのは2件だけとなっております。施策推進上、ひょうご農林機構を通じながらこの施策を推進することとなっております。このたび、志

方町成井の■■■■さんが多くの利用権を設定されるわけですが、このような多くの設定をされるにあたって、経緯があったかと思しますので、新規設定ですので、その背景等について、お伺いしたいのが1点目です。2点目ですが、明石市の■■■■さんがこのたび3件、利用権を設定されるわけですが、どのような営農計画になっているのか、これも利用権の設定に当たって審査されたかと思しますので、教えていただきたいと思ひます。以上です。

議長 農林水産課、いかがですか。

農林水産課 まず、中間管理機構の利用が少ないというところで、最初にお話があったと思ひますが、そちらにつきましては、まず、申請段階とかよりももっと早くにご相談窓口でいただいた場合には、もちろんご説明をさせていただいております。ただ、申請書を整えられた状況でお持ちいただいた場合、ご案内、ご紹介させていただきませんが、その申請書を受け取らずに、中間管理機構を介して出してくれというようなことはしないので、この後ご説明させていただきます新しいお2人についてもそういったようなことであります。こちらの方がご案内して、なるべく中間管理機構を使って集積が進むようにという認識でご案内はしております。

■■■■さんにつきましては、現在、お父様が成井地域で、農業されていて、今後、ご本人さんが、引き継ぐことを想定はされていますが、いきなり規模の大きな面積は、というところがありましたので、今回は中間管理機構を介さず、まずは相対でという形で、出されたというふうにお話を伺っております。

■■■■さんにつきましては、こちらの方は、本人さん以外ですけれどもすでにご家族で、主に野菜、キャベツ、じゃがいも、玉ねぎ、ねぎ等を作付けして、農業されており、この度ご本人さんも、農業を開始するというところで、利用権設定の申請をされているというところですよ。

以上です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

藤本委員 先ほどの農政係長さんの姿勢について異議を申し述べます。農業経営基盤強化促進法は、歴史があるわけでございますけれども、中間管理機構が設立されたのは、平成26年だと思ひます。もう10年近く実績があるわけでございます。農政の推進責任者として、書類が来たから、書類上不備がないから受けましたではなく、こういうような施策を推進しておりますというようなことを農業者の方、また、農業者の代表である農団長にもですね、そういうような会合があると思ひますよ。だから、そういう推進姿勢を私はいつも言っているんでね。そのことに対する考え方が1点。お話しいただきたい

と思います。

先ほど■■■さんについてはですね、野菜等を栽培されているというようなことですが、ちょっと内容わからないように思います。営農計画等をそちらのほうで把握されているのかどうかということも含めてですね、もう一度お答えをいただきたい。

成井の■■■さんについてはですね、多くの方が今回、利用権を設定されるということで、前々から営農組合があったのではないかと私は承知していますが、それがこの個人の方に集約される経緯等をですね、こういうことについては農政の中心におられる農政係長さんはですね、中に入られて、このような方に担い手になってもらおうという形でなされたのではないかなと思うんですけども。そこについても、教えていただければと思います。ただ単に書類が揃っているから利用計画に載せますよというようなことではなく、農政係長さんとしての考えについて、今言ったような3件についてですね、ご回答をいただければというふうに思います。

議長 いかがですか。

農林水産課 まず中間管理機構の利用の周知というところに関して、ご意見いただいたような大きな集まりですね、そういったところで周知の機会があると思いますので、そこで、農会長さん、集まられている方にご紹介をするというところは、やっていけるのかなと思いますし、もちろん進めていくべき立場でありますので、さらに皆さんにご理解いただくというところで進めていくような形で検討して参ります。

ただ、出てきた申請書は、ご説明をさせていただいて、次回以降とかというところは、もちろん十分ご説明させていただきますけども、それを突き返すというようなことはできないので、そこに関しては、処理に不備がなく、しっかりされるという判断を私どもがすれば、お受け取りするという形で考えてはおります。

次に、■■■さんですが、営業計画自体はまだ今からされる方なので、令和4年の営農計画書として、具体的には上がってくると思いますが、■■■さん1人でやられるということじゃなくて、■■■さんは今まで農業に携わってこなかったけれども、■■■さんも、その家族でやっていく中に入っていくって、広げていくというような形でお聞きしているの、今主には先ほどご説明したような野菜をされようと考えられているというところなんです。

■■■さんにつきましては、もちろん、これだけ大規模に、いろんなところから集めてという形でされるので、今後、加古川市の農業を担っていくだけのような形になっていただければという思いはあります。なので、もちろん認定とかのご説明もさせていただいておりますし、ただまだ今からお父さんからの引き継ぎを考えておられるので、今後は、こちらの方で中間管理機構の説明をさせていただくときに、今後の規模拡大に関しては、その中

間管理機構を介しての貸借というところも視野に入れるというような言葉もいただいておりますので、引き続き、こちらもできるサポートをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

藤本委員 ■■■さんについてはですね、利用権設定されると認定農業者の要件を満たしますし、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

これに関してですね、地元志方町の委員さんの方で、これだけの農地が、利用権設定されるわけですけども。これについてですね、農業委員として、また推進委員さんの活動も含め、アドバイスとかそういったことはございませんでしょうか。

議長 山本委員、いかがですか。

山本委員 議席番号6番 山本です。私、志方町の委員です。この方は、前からずっとやっておられた方で、西神吉の方でもされています。お父さんが■■■さんで手広くやられております。地域には志方西営農もあったんですが、高齢で4～5人でやっており、機械があってももうしんどくなったような感じでした。そのため、この■■■さんから貸してくれという感じで、話が進んだようです。それで、■■■さんの方に作ってもらえないかなという感じになりました。そういうふうに始まりました。それで、とりあえず、この成井と永室でやっていくということです。まあ若いから耕作しないということはないと思います。

以上です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

佐伯委員 議席番号17番 佐伯です。■■■さんのことについてなんですけども。今西神吉地区でという話が出ていましたけども、■■■さんのほ場を、■■■さんと■■■さんが一緒になってやっていた。それで私もよく知ってます。よう頑張ってるなと言って、話はしたことがあるんですけども、いつの間にか、■■■さんが来なくなった。どうなっとなやって言うたら、■■■さんとどうも金の面で喧嘩別れしたようです。というのが、個人の組織ですよ。我々はだてに農事組合法人でやっているわけじゃないわけ。個人で1人でやっていたら、生身の体です。明日病気になったら農業できません。そういうことに対して、事務局の農林水産課はどう判断するのか、だてに中間管理機構をかませと言っているわけじゃないんです。もし■■■さんができなくなったら、中間管理機構が責任をもって、次の人をじきに連れてくるわけよ。大

事な田んぼを個人の人から預かっている、預けた者の身になってください。預けているのに■■■さんが病気になって作られないとなったら、預けた人はどうするんですか。また自分の田んぼをしに行きますか、絶対そんなことはないと思う。だから中間管理機構を入れることによって、責任の転嫁じゃないけど、任しとけるやんか。それを入れたらどうですか、どうですかと農業委員会から何回も言っているのに、それを農林水産課が何やかんや言って返せないとか言うんやったら、このあなたたちが■■■さんに何かあったときに行って田んぼを作る腹をくくっているのかどうか。事務局の考え方を明確にしてください。何遍言っても聞かないんやから。何のために、国を挙げて中間管理機構ができたのか。それをあなたは十分に理解できているのかどうか。持ってきた書類を返せないとか、そんな問題とは違うでしょ。農業委員会はみんな怒っている。そこは係長として理解できているのか、考え方を示してください、■■■さんができなくなったときはどうするのか。

以上。

議長 いろいろご意見ありがとうございました。ほかにご意見はございませんか。

馬田委員 議席番号11番 馬田です。ちょっと補足じゃないんですけど、私見を申し上げたいと思います。実は、今の中間管理機構を通す、通さないの話がずっとあるんですけども、国・県を挙げての至上命令なんですね。これの主体は、農林水産課ですよ。農業委員会はあくまでも応援するという立場でございます。残念ながら、最初的时候は個人にも地域も協力金が出ていたんですけども、一旦それを受けてしまった上積みの部分については、推進するだけのツールがないんですね。先日八幡町においても農業団体長との意見交換会がありました。我々の農業委員からの提案として、例えば八幡宮農組合は110ヘクタール農地を預かっております。このうち、中間管理機構を通しているのは約60ヘクタール弱なんです。残りの50ヘクタール、この方はすでに預けている方なんですけども、この人へのツールがないですから、とりあえず農団長さんに動いていただいて、中間管理機構経由への差し替えをしてもらおうと。それをやってくれるようお願いしました。窓口で出てきた書類を受けるだけだったら誰でもできます。そうではなしに、我々はみんなそこまで努力して、1筆でも多く中間管理機構を通そうとしているわけです。窓口で出てきたものは仕方ないでは、今佐伯委員からもちょっと激怒の声もありましたけれども、我々としてはたまったもんじゃない。いい加減にしてもらいたい、というのは、我々農業委員の考え方です。主が行政、市長部局ですよ。農林水産課が申請を受け付けるわけですよ。農業委員会が受け付けているわけではないですから、これは悪いけど、ちょっと中間管理機構を通してもらえませんか、手間ですけど、という一言がぜひほしいと思います。

以上です。

議長 係長、何かありますか。

農林水産課 もう一步、手間ですけど、中間管理機構を通すと機構の審査会があって、もう1か月、2か月、貸借の開始が遅れるとか、そういったことがあります。そちらでしていただけませんかと、もう一步踏み込んで話をするとこのところに関しては、もちろんできる範囲だというふうには思います。

ただ、やはり、どこまでいっても、整っている書類が出てきているものを、受け取ることを拒否していいというのが私たちにはないので、そこは受け取った上で、計画として変えていくということに関しては、進めていくことになる、というふうには今は思っております。

以上。

藤本委員 意義あり。ただ今の農政係長の回答は何ですか。あなたは、加古川市農政の中核を担っている職責でしょ。それを、書類が整ったから受けました、窓口で中間管理機構を通したら2か月遅れますがよろしいでしょうか。論点が違うんじゃないですか。あなたの姿勢を会長が今問うたわけでしょ。どうなんですか。だから、この1年、毎月のように言ってるんですよ。課長がお越しになったときは、今日はお越しいただいてありがとうございました。責任者が来ておられて、そういうことを申し上げてるんで、当然、次の機会は、中間管理機構を通した計画が上がってくるもんだというふうに思い、課長に称賛をし、発言をしてるんですけども、全くそれが反映されてない。農政の責任者の係長も課長も、いくら言ってもダメなんやったら、加古川市の農政ってどうなるんですか。そのことについて、もう一度、農政係長としての見解を聞きたいと思います。

佐伯委員 もう1点、担保の話もしてください。■■■■さんが倒れた時の話もしてくださいよ、答えないけども。生身の体ですよ。明日のことは誰もわからないんですよ。一匹狼でどこまでできるのかという担保の話を。中間管理機構を入れとったら間違いないでしょ。何のために中間管理機構が入っているのか。だから、責任転嫁じゃないけども、何かあったときに中間管理機構が助けてくれると■■■■は思っているんよ。そこのところのあなたの見解を。書類ができない、遅れる、次出てくるのも当然、なしなしで出てくる。農業委員会として考え直さないといけない。何度言っても聞いてくれない農林水産課から提出された書類を農業委員会みんなによって審議するでしょ。それをもう次回からどうするかという話まで行かないといけない。そういうことを言っているがわかりますか。藤本さんから強く言われているけども。法令関係に一番強いのが藤本さんだから、藤本さんの言う通りずっといろいろ、聞きながらやらせてもらうけども。私は生身の体から自分はできなくなったときに、借り受けている田んぼを誰がしてくれんや。中間管理機構だったらちゃんと責任もって、どこにでも頼んでくれるでしょ。やってくれる

でしょ。そののところを。くどいようだけど、お願いします。

農林水産課 失礼します。中間管理機構を進めていくというところに関して、軽視しているわけではなく、それを進めていくんだというところは、もちろん私もそうですし、課長もそういう認識でおり、私どもも話をしております。出てきたものを、受け取って通すだけっていうところだと、もちろん誰でもできるとおっしゃっていることもわかりますが、あくまで貸し手と受け手の双方で話をされて合意された上で、ご案内した内容で、それでもいいという話になってきたときに、それでも、市として、それは中間管理機構を通してないから受けない、というような、ことをやっていくかというところに関しては、ちょっと私今ここで、断っていいというような、法律がそういうふうになっていない限りは、そういうことをしますとか、そういう方向で検討しますとか、そういったようなことは申し上げられないというところで、ただこういったご意見があったことに関しては、必ず課内で検討いたします。

担保と言われているところに関しましては、先ほど申しましたように双方合意されてその方という形になっていて、そういう中でですね、この方がダメになった時に、市役所が何かするのかっていう担保というところがある、それは何もできないですし、そういうことではないのかなというふうには思っております。中間管理機構も、受け手がすぐ見つければ、もちろんそこというところがあると思うんですけど、受け手がない限りは、ちょっと途中解約になったときにどうしてもその倒れられてできないとかというときに、以降の管理がどういうふうになるのか、私不勉強で、今細かいところまで、ちょっとお話できるところまで、勉強できてなくてですね、そこを調べておこうというふうには思っておるんですけども。担保と言われるところに関しましてはですね、おっしゃっていることはもちろんわかります。倒れたときに、その農地をそうするんだと、そのままがいいのかと。所有者さんのことをどうする、どう考えていくんだっていうところも、そういった考え方も大切だというふうに思います。担保というところに関しましては、市の方で、何か担保を取るとかというところではないかというふうに考えております。

以上です。

議長

行政の方にも農水省の通知が来ていると思いますけれども、まだ委員のみなさんには報告はしてませんけれども、とてつもない要求を、行政あるいは農業委員に、使命として中間管理機構を経由して利用集積をせよ、遊休農地の解消をせよというような通知がきています。局長通知に続いて課長通知も出ています。農林水産課はもちろん読んでいるはずなんですね。そんな強い姿勢でやられている中、今の窓口でそれでは具合が悪いと思います。

それと、手続きが2～3か月ずれるにしても、農地は相対である程度話ができていけば、受け手に耕作を始めてもらったらいいわけですよ。正式な書

類はあとでもいいじゃないですか。というのは、農業は1年、いつからでも、例えば田植えを8月からやるんじゃないんで、適期適作があるわけですから、それはそれで進めるなら書類は書類を見ると、そういうやり方で、その窓口のほうである程度、もっと推進してもらわないと、我々もやりようがない。もう一度その辺よく課内で意見を調整してですね。うまくやってもらいたい。そういうことで今回は、この件についてはよろしいでしょうか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようでしたら、議案第35号のうち、各筆明細2番、5番並びに6番を除く、1番から20番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号のうち、各筆明細2番、5番並びに6番を除く、1番から20番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第36号を議題といたします。
議案第36号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。

この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第36号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案27ページ及び審議参考資料の9ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、加古川市八幡町上西条■■■■。申請者は、■■■■様です。■■■■様は、平成29年3月に認定農業者の認定を受けておりましたが、このたび認定期間の更新のため、農業経営改善計画認定申請書の提出がありました。

まず、①農業経営体の営農活動の現状及び目標について、目標とする営農類型は、複合経営で、水稻、小麦、露地野菜に取り組みれます。②農業経営

の規模拡大に関する現状と目標・措置について、水稻の現状は、作付面積 837 a、生産量 30,969 kg で、目標は、作付面積 1,500 a、生産量 67,500 kg です。小麦の現状は、作付面積 142 a、生産量 1,405 kg で、目標は、作付面積 300 a、生産量 9,600 kg です。露地野菜の現状は、作付面積 80 a、生産量 2,296 kg で、目標は、作付面積 180 a、生産量 34,740 kg です。

続きまして、議案 28 ページをご覧ください。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、雁戸井土地改良区のは場整備田の集積に協力しており、引き続きは場整備田を集積します。水稻については、ヒノヒカリに偏って作業時間が集中しているので、多品種分散型にします。小麦、露地野菜について、水稻後は湿害になりやすく生産量が低下するので、スピードカルチで荒耕し、土壌をかわかせ土壌診断などをし、適正地に改善し生産量をあげます。また、露地野菜では乗用移植機等の購入により労働時間を削減し、新たにキャベツの作付けを開始します。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は白色申告であり、古い汎用会計ソフトを利用した非効率的な経営管理のため、農業専用会計ソフト等を導入し青色申告を開始し、ネット環境を整えることにより経営分析を行い、経営的持続可能な農業を目指します。⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置について、コロナ禍の関係もあり、臨時雇用ができず長時間働く日もあったため、農繁期に臨時雇用を導入し、長時間労働にならないようにします。また、2時間毎に休憩をとるようにし、適切な労働環境を目指します。最後に⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、機械の老朽化により修理や更新に経費がかかるため、スーパー L 資金等を利用し、機械を購入することにより、経費削減と労働時間の短縮につなげます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号 13 番 藤本です。■■■■■■ 氏の農業経営改善計画について、令和 4 年 3 月 18 日、市役所農業委員室にて、井郷総務委員長、馬田会長、前田委員及び私が、また事務局 3 名、農林水産課職員 2 名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

■■■■■■ 氏は、農業経営基盤強化促進法に基づき、平成 29 年 3 月に加古川市長から水稻の営農類型として農業経営改善計画が認定され、認定農業者として八幡町内で水稻・小麦・ブロッコリー等を栽培し、生産性の高い効率的な土地利用型農業を目指して取り組んでこられました。このたび、計画

期間満了に伴い、経営内容を充実した改善計画認定申請がなされたところです。

このたびの計画は、水稻・小麦の作付面積の拡大やブロッコリー、キャベツなど露地野菜の面積拡大などを内容とする新たな経営改善計画となっています。具体的な内容については、1点目は、水稻の作付面積を8.37haから15haに増やすとともに、品種をコシヒカリ・キヌヒカリ・ヒノヒカリ・キヌムスメなどを導入し、労働の分散化を図ること。2点目は、小麦について、加古川パスタの原料となるセットデュールの面積を1.42haから3haへ拡大すること。3点目は、露地野菜については、ブロッコリーの面積を0.8haから1.2haに拡大し、キャベツは新たに0.6haの作付けを行います。露地野菜については育苗等が重要なポイントになるわけですが、ブロッコリーを直播をされており、除草対策が大変だったことから、セル育苗と機械移植について検討を始めているとのことです。4点目は、経営面積の拡大については、雁戸井土地改良区のは場整備の進行に伴う利用権設定によること。その他、パソコンの会計ソフトによる経営管理、制度資金の活用による効率的な機械導入、雇用労働の適正な労務管理を行う内容となっています。

以上のような計画を実行することにより、計画期間満了時、令和9年には、農産物販売額を現在より [] 円増の [] 円とするとともに、労働の平準化や経営の合理化により、より安定した農業経営改善計画となっており、その計画は適正なもの判断します。

なお、このヒアリングに際し、地元八幡町委員からは、地域の担い手として頑張ってもらいたい、との激励の言葉がありました。

以上、聞き取り調査結果を報告するとともに、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第36号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第36号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第36号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これ

にて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時57分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和4年3月24日

署名委員 (6番)

署名委員 (7番)